

都城市移住応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、移住・定住の促進、地域の人材不足の解消及び地域の振興に資するため、予算の範囲内において、都城市移住応援給付金（以下「移住応援給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号）並びに宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定）、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定）、宮崎県若者U I J ターン促進事業実施要領（令和7年4月1日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定）及び宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年7月1日付け宮崎県商工観光労働部商工政策課制定）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 本市に転入する直前に居住していた市区町村において、転出届を提出した日より前に本市の移住相談窓口において移住相談登録を行った者であって、本市に転入する直前の3年以上、都城広域定住自立圏を構成する本市、三股町、曾於市、志布志市以外の市区町村に在住し、令和5年4月1日以降に転入したものをいう。
- (2) 中山間地域等 都城市中山間地域等振興計画の対象となる志和池地区、庄内地区、西岳地区、中郷地区、山之口地区、高城地区、山田地区及び高崎地区をいう。
- (3) 正社員 週20時間以上勤務の無期雇用契約に基づき事業所（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う事業所でないこと及び臨時金利調整法（昭和23年法律第122号）第1条に規定する金融機関以外の資金の融通を業とする事業所でないこと。）に継続雇用されている者であって、雇用保険の被保険者であるものをいう。ただし、雇用保険の適用とならない事業所等に雇用されている者は、雇用保険の被保険者とみなす。
- (4) 新卒採用者 高校、大学、短期大学、専門学校等を卒業した日から1年以

内に初めて正社員として採用された者であって、採用後1年を経過しないものをいう。

(5) 転勤 会社の命令による配置転換により異なる勤務地で就労することをいう。

(6) 2人以上の世帯 住民票における世帯員が、転入前と転入後において2人以上同一である世帯をいう。

(交付金額)

第3条 移住応援給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円

(2) 単身世帯 60万円

2 前項第1号に定める世帯に18歳未満（申請日が属する年度の4月1日前において、18歳未満であるもの。以下同じ。）の世帯員がいる場合は、18歳未満の世帯員1人につき100万円を加算するものとし、その上限は、300万円とする。

3 前2項に定めるもののほか、中山間地域等に移住した場合は、世帯員1人につき20万円を加算するものとし、その上限は、100万円とする。ただし、中山間地域に居住してから3月を経過した者に限る。

(交付要件)

第4条 移住応援給付金の交付の対象となる者は、この給付金の申請日から10年以上継続して本市に居住する意思を有し、本市及び本市に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納がない移住者であって、本市に転入を届け出た日から3月を経過し、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者とする。

(1) 本市に転入した日から起算して、9月以内に正社員として就職した者であって、就職後、3月以上在籍しているもの。ただし、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有し、転出を伴う転勤がない者に限る。

(2) 事業所に正社員として雇用されている者であって、本市に転入後も転入前に雇用されていた同一の事業所で正社員として継続雇用されるもの。ただし、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有し、転出を伴う転勤がない者に限る。

- (3) 本市に転入する前と同じ事業を行う個人事業主又は法人の役員等であって、5年以上当該事業を継続する意思を有し、当該事業について市長の承認を受けたもの
- (4) 本市に転入後、起業した者であって、次の要件を全て満たしているもの
- ア 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた者
 - イ 移住応援給付金の申請日から起算して5年以上、当該事業を継続する意思を有している者
- (5) 本市に転入後、事業承継をした者であって、次の要件を全て満たしているもの
- ア 県内の事業承継支援機関により支援を受け、事業承継が成立した者であって、承継する事業に関し、市長の承認を受けたもの
 - イ 個人事業、株式会社、合同会社等の事業を承継し、その代表者となった者
 - ウ 移住応援給付金の申請日から起算して5年以上、当該承継した事業を継続する意思を有している者
- (6) 本市に転入後、就農した者であって、青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けたもの。ただし、移住応援給付金の申請日から起算して5年以上、当該認定を受けた計画に記載している事業を継続する意思を有している者
- (7) 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1(1)②、③、④又は⑤に定める要件を満たす者。ただし、④は次に掲げるア、イの要件を全て満たさなければならない。
- ア 支給対象者の要件 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 本市のお試し滞在制度補助を受けたことがある者
 - (イ) 本市に居住経験のある者
 - イ 地域の担い手確保の要件 次の事項に該当する者
 - (ア) 農林水産業に就業した者
 - (イ) 都城市企業立地促進条例（平成18年条例第207号）に基づく指定事業者に就業した者
- (8) 宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領第4の1(2)、(3)若しくは(5)に定める要件を満たす者又は同要領第4の2(2)、(4)若しくは(5)に定める要件を満たす者

2 前項の規定に関わらず、国家公務員、新卒採用者及び転勤により本市に転入した者（世帯員に転勤により本市に転入した者がある場合を含む。）は、この給付金の対象としない。

3 移住応援給付金の申請に関しては、世帯で1回限りとする。

（事業の承認）

第5条 前条第1項第3号、第5号アに規定する事業の承認を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、都城市移住応援給付金事業承認申請書兼同意書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 個人事業主 転入前と同じ事業を継続して行うことが確認できる書類（業務委託契約書等）、開業届出済証明書等の写し、申請前3月において当該事業の収入等実態が確認できる書類、転入後に事業を継続していることが確認できる書類（契約書、写真等）その他市長が必要と認める書類

（2） 法人の役員等 法人の登記事項証明書又は法人の役員等であることが確認できる書類その他市長が必要と認める書類

（3） 事業承継をした者 事業承継支援証明書、事業承継の成立を証する書類（契約書、代表者の変更を証する書類）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは都城市移住応援給付金事業承認通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときには、都城市移住応援給付金事業不承認通知書（様式第3号）により承認申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認する事業は、次に掲げる要件を全て満たすと市長が認める事業とする。

（1） 提供するサービスの対価として得られる収入によって、自律的な事業の継続が可能であること。

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者でないこと及び臨時金利調整法第1条に規定する金融機関以外の資金の融通を業とする者でないこと。

（3） 商工会議所、商工会、商店街組合等の商工団体に加入するなど、商業、地域等の活性化に積極的に取り組む意欲がある者であること。

（交付の申請）

第6条 移住応援給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）

は、都城市移住応援給付金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入を届け出た日の翌日から起算して3月以上、本市に転入した日の翌日から起算して1年以内の間に、市長に提出するものとする。ただし、就農により移住応援給付金の交付を申請する場合において、市長が認める農業に関する準備期間がある者については、当該期間を申請期間に加えることができる。

- (1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等）。
ただし、マイナポータルによる申請の場合は、提出不要とする。
- (2) 2人以上の世帯にあつては、世帯状況申出書（様式第4号の2）
- (3) 本市に転入する前の住所地の住民票除票（2人以上の世帯にあつては、申請者を含む世帯全員のもの）及び戸籍の附票の写し（転入する直前の3年以上の期間が確認できるもの）。ただし、住民票除票により転入する直前の3年以上の期間が確認できる場合は、戸籍の附票の写しの提出を省略することができる。
- (4) 第4条第1項第1号及び第2号に該当する者にあつては、就業証明書（様式第5号）及び雇用保険被保険者証の写し（第2条第1項第3号ただし書に該当する場合を除く。）
- (5) 第4条第1項第4号に該当する者にあつては宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書等の写し
- (6) 第4条第1項第3号、第5号のいずれかに該当する者にあつては、都城市移住応援給付金事業承認通知書の写し
- (7) 第4条第1項第6号に該当する者にあつては、青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写し
- (8) 移住応援給付金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカード等振込先が分かるものの写し
- (9) 申請者と同一の世帯に属する者が、本市に転入する前と同一の会社に継続して雇用されている場合は、就業証明書（世帯員）（様式第5号の2）
- (10) 本市に転入する直前に居住していた市区町村の税の滞納のないことを証する書類。ただし、転入直前の市区町村において課税がなく、税の滞納のないことを証することができない場合は、それ以前に居住し、課税のあった市区町村長が証する書類とする。
- (11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領又は宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領又は、宮崎県若者UIJターン促進事業実施要領の支給要件を満たす者にあつては、前項に掲げる書類に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 戸籍の附票の写し（本市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住していたことが確認できるもの）
- (2) 本市への転入前に県外で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類又は開業届出済証明書等の移住元での在勤地を確認できる書類及び移住元での在勤期間が確認できる個人事業等の納税証明書等（東京都特別区に在住していたことにより、移住元に関する要件を満たす者は除く。）
- (3) 宮崎県地域課題解決型起業支援事業の起業支援補助金を受けた者にあつては、起業支援補助金交付決定通知書の写し
- (4) 宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領第4の2（2）又は第4の2（4）に該当する者にあつては、支援策活用証明書（様式第6号）
- (5) 宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領第4の1（1）①ただし書に該当する場合は、卒業証明書等の在学期間及び卒業校を確認することができる書類
- (6) 宮崎県移住支援事業又は宮崎県ひなた暮らし実現応援事業におけるテレワーク申請の場合は、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類（業務委託契約書等）、開業届出済証明書等の写し、申請前3月において当該テレワーク業務の実態及び収入が確認できる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、1年を超えて申請することができる。

（審査等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要があると認めたときは、実地又は台帳により居住の状況等を調査するものとする。

2 市長は、実地又は台帳により、次に掲げる事項を確認し、居住の状況等を調査するものとする。

- (1) 上下水道の使用状況
- (2) 電気契約に係る使用状況

(3) 居住の状況、世帯員の状況、同居者の氏名等及び勤務状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、居住の状況等を確認するために必要な事項

3 前項の調査を実施するに当たり、申請者の居住の状況等を十分に確認できる場合は、調査の一部を省略することができる。

4 前2項の規定による審査又は調査により、移住応援給付金の交付が適当であると認めるときは都城市移住応援給付金交付決定通知書（様式第7号）により、不相当と認めるときは都城市移住応援給付金不交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により移住応援給付金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して、申請日から起算して3月以内に移住応援給付金を交付するものとする。ただし、前条の規定による調査に相当の期間を要する場合は、この限りでない。

（交付決定通知書の再交付）

第9条 支援対象者が、紛失等の理由により都城市移住応援給付金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、都城市移住応援給付金交付決定通知書再交付申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

（再交付決定及び通知）

第10条 市長は、前条の都城市移住応援給付金交付決定通知書再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに都城市移住応援給付金交付決定通知書（再交付）（様式第10号）を支援対象者に交付するものとする。

（変更等の報告）

第11条 支援対象者は、第4条に定める要件に該当しなくなったとき又は第13条に規定する返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第12条 市長は、移住応援給付金の適切な交付を確保するために必要があると認めるときは、支援対象者に対し、移住応援給付金に関する報告を求め、立入調査を行うものとする。

(返還請求)

第13条 市長は、次に掲げる移住応援給付金の返還要件に該当すると認めるときは、当該移住応援給付金の交付を受けた者に対し、都城市移住応援給付金返還請求書(様式第12号)により、移住応援給付金の全額又は一部の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業又は就業先の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当した場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 第12条の規定による報告又は立入調査を、正当な理由なく拒んだ場合

ウ 移住応援給付金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合

エ 移住応援給付金の申請日から1年以内の間に離職又は第2条第1項第3号に基づく正社員の要件を満たさなくなった場合

(2) 半額の返還 移住応援給付金の申請日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合

(3) 4分の1の額の返還 移住応援給付金の申請日から5年を超えて10年以内の間に本市から転出した場合

(4) 第3条第3項の規定により加算された額の全額の返還 中山間地域等の要件を満たしていたものが、移住応援給付金の申請日から3年未満の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合

(5) 第3条第3項の規定により加算された額の半額の返還 中山間地域等の要件を満たしていたものが、移住応援給付金の申請日から3年以上5年以内の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合

(6) 第3条第3項の規定により加算された額の4分の1の返還 中山間地域等の要件を満たしていたものが、移住応援給付金の申請日から5年を超えて10年以内の間に本市の中山間地域等以外に転居した場合

(裁判管轄)

第14条 この給付金に関し裁判上の紛争が生じたときは、宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則 (令和5年3月22日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年6月12日改正)

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

附 則 (令和5年11月1日改正)

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都城市移住応援給付金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降に転入した者について適用し、令和6年3月31日までに転入した者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱において、令和6年4月1日から4月15日までの間に転入届を提出し、令和6年4月1日以降に本市に住民登録された者のうち、本市に転入する直前の市区町村において取得した転出証明書の転出予定日が、令和6年3月31日以前であったものは、令和6年3月31日に転入したものとみなす。
- 4 この要綱において、令和6年4月16日以降に本市に転入届を提出した者であつて、令和6年3月31日以前に住民登録をした者は、令和6年4月1日に転入したものとみなす。
- 5 この要綱において、令和6年3月31日までに本市に転入を予定していた者が、令和6年4月1日以降に転入したときは、その理由を市長がやむを得ないと認める場合に限り、当該転入した日を令和6年3月31日とみなす。ただし、転入届を提出した日が令和6年5月31日までにあったものに限る。

附 則 (令和6年8月5日改正)

この要綱は、令和6年8月5日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の都城市移住応援給付金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転

入した者について適用し、令和7年3月31日までに転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日改正）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の都城市移住応援給付金交付要綱の規定は、第14条の規定を除き令和8年4月1日以降に転入した者について適用し、令和8年3月31日までに転入した者については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

人材確保支援策の名称	都城市農業後継者等支援事業
	アグリチャレンジ! 「トラサポ」事業